

委任状

捺印前に、弊所にお問い合わせください。

知的財産局案件番号：

委任者は、行政訴訟法第四十九条の規定により受任者を訴訟代理人に選任し、復代理人選任及び解任の全権と共に単独又は共同で本件に関するすべての訴訟行為を行う権限、並びに行政訴訟法第五十一条第一項ただし書き及び第二項に定める行為の特別代理権を与え、ここに同法第五十条の規定によりこの委任状を提出します。

謹 呈

知的財産裁判所 御中

西 暦 年 月 日

委任者

名 称：

(社印)

代表者：

(代表者印)

住 所：

受任者